

令和5年度 横浜市職員採用選考
グローバル・スタートアップ担当人材（一般任期付職員、課長級）
募集要項

1 募集職

横浜市経済局スタートアップ・イノベーション推進室新産業創造課担当課長 1名

2 職務概要

- ▶ 投資を呼び込むスタートアップの誘致・創出
- ▶ 国内外のVCやアクセラレーター等とのネットワークの構築
- ▶ メディアと連携した横浜のビジネス環境の発信

3 任用期間

令和5年10月1日から令和8年3月31日まで
(最長で5年間まで期間を延長できる場合があります)

4 受験資格

(1) 必須要件

ビジネス創出に関する知識や経験を有する方

(起業経験がある方、事業コンセプトや事業戦略の企画から新規事業開拓に携わっていた方、スタートアップやアクセラレーター、VCなどと接点がある方など)

(2) 欠格条項

次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）
(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身衰弱を原因とするもの以外）

5 職務内容

管理職である課長職として、本市におけるスタートアップ支援の推進に当たっての課題を把握し、企画立案（事業展開フローの検討・決定や庁内の関連部署及び協力主体との調整や連携関係

の構築等)、実現の支援を行う。

また、全庁的な調整や取組方針決定に主体的に参画し、事業全体の統括管理を行い、目標を達成する。さらに、有する知見や発想を用いて部下の指導育成にあたり、職場の活性化、職員の能力向上により組織力を高める。

6 勤務地・交通

横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階経済局執務室内

・みなとみらい線「馬車道」駅下車、1C 出入口直結

・JR「桜木町」駅下車、「新南口（市役所口、交通系 IC カード専用改札）」から約 200 メートル、徒歩約 3 分

・市営地下鉄「桜木町」駅下車、「1 口」から約 200 メートル、徒歩約 3 分

7 給与（令和 5 年 4 月 1 日現在）

月給 31 万 8500 円～49 万 5300 円＋諸手当＋賞与年 2 回（昨年度 4.4 か月分）

年収の例（地域手当、期末勤勉手当、管理職手当含む）

22 歳で大学を卒業し、民間企業における正社員（※）の職務経験が 20 年あり、採用時の年齢が 42 歳の場合 ⇒ 8,918,314 円 ※当該職としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。令和 5 年 4 月現在の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職務の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。この他、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。課長級については時間外手当の支給はありません。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

※採用 1 年目の期末勤勉手当額は、在職（勤務）期間等により、支給割合が変わります。

8 勤務条件

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩時間正午～午後 1 時）までです。（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）

※フレックスタイム制度、テレワーク制度あり

（2）休暇等

年次有給休暇（年間 20 日間、令和 5 年度のみ 10 日間）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度などもあります。

（3）その他

一般職の公務員であるため、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法の適用の対象となります。このため、地方公務員法第六節「服務」（信用失墜行為の禁止・秘密を

守る義務・政治的行為の制限・営利企業等の従事制限)なども適用対象となりますので、ご留意願います。

9 外国籍職員の担当業務

外国籍の人が受験を希望する場合には、次の事項を確認してください。

(1) 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

(2) 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民の義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

(3) 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、法定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

10 申込受付期間

令和5年6月12日（月）0時00分から令和5年7月9日（日）23時59分まで

※応募書類が不備なものは受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

11 「一般任期付職員、係長級」との併願

併願は可能です。併願を希望される場合は、応募種別ごとに申し込みをお願いします。

12 選考フロー

(1) 第一次選考

書類選考

(2) 第二次選考（令和5年7月下旬頃）

録画面接（ビデオインタビューツールを使用した動画による面接を行います。）

小論文

※二次選考については、一次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考（令和5年8月上旬頃）

面接

※面接日時については、二次選考結果通知の際にお知らせします。場所は横浜市役所を予定しています。なお、指定した面接日時について、都合がつかない場合には別途相談に応じま

す。

13 採用候補者の発表

- (1) 第一次選考の結果は、令和5年7月14日（金）までに応募者全員に電子メールにて通知します。
- (2) 第二次選考の結果は、令和5年7月28日（金）までに、二次選考受験者全員に電子メールにて通知します。
- (3) 最終結果は、令和5年8月14日（月）までに最終選考受験者全員に電子メールで通知します。

※選考の結果、採用候補者決定を見送る場合もあります。

※選考結果についての電話等による問い合わせは一切お断りします。

14 その他

- (1) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

■問合せ先

横浜市経済局スタートアップ・イノベーション推進室新産業創造課 採用担当

電話番号 045-671-3487

Email ke-shinsangyo@city.yokohama.jp